

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」が発出される（厚生労働省）…………… 1
- ◆ 「令和2年度 社会・援護局関係主幹課長会議」の説明動画・資料が公開される（厚生労働省）…………… 4
- ◆ 教育・保育施設長専門講座プログラム（3）申込受付中（全国保育協議会）
（1）～（3）いずれのプログラムからでも受講を開始できます…………… 6

◆ 「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」が発出される（厚生労働省）

令和3年3月19日、厚生労働省は「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」を発出しました。詳細は別添の資料1をご参照ください。

本ニュース No.20-38（2021年3月12日号）にて既報の全国児童福祉主管課長会議において標記通知案が示されていましたが、今般通知が発出されました。通知案からの変更はありません。ご参考として、全国児童福祉主管課長会議の資料から、説明を抜粋して下記に掲載します。

なお、本通知による短時間勤務の保育士に関する取扱いについては、「保育所等に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置」とされ、待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限るとされています。

また、当該市町村の判断にあたり、①市町村と「管内の保育関係者と認識の共有を図る」こと、②市町村は「当該保育所等において、適切に常勤の保育士の募集等常勤の保育士を確保するための取組を行っていることを確認すること」とされています。

（全国児童福祉主管課長会議 説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.3から抜粋）

(5) 短時間勤務の保育士の活用について (関連資料7参照)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)で規定されている定数上の保育士の取扱いについては、常勤の保育士をもって確保することが原則であることをお示ししてきたが、新子育て安心プランを施行するに当たり、短時間勤務の保育士に関する取扱いを改めて整理し、今後、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」としてお示しする予定である。

同通知では、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、各組・各グループに1名以上の常勤の保育士を充てるべきとしているところ、短時間勤務の保育士2名をもって対応しても差し支えないこととする特例をお示している。

同通知は、令和3年4月1日から適用することとしているところ、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、同通知の内容について十分御了知の上、適切な運用が図られるよう、管内の市町村及び関係者に対して広く周知をお願いしたい。

(同 説明資料1「保育課・少子化総合対策室」P.62から抜粋)

資料7

保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについての通知案(概要)

1. 基本的考え方

本通知は、保育士の定数は常勤の保育士であることが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを改めて整理したもの。

2. 対象となる市町村

令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、子どもを受け入れることができないためであると判断している市町村。

※ 当該市町村においては、上記の判断に当たり、管内の保育関係者と認識の共有を図ることを求める。

3. 対象となる保育所等

空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であるため、子どもを受け入れることができないなど、市町村がやむを得ないと認める保育所等。

※ 当該市町村においては、当該保育所等に勤務する常勤の保育士よりも著しく低い処遇水準で募集していないか、広く求人活動を一定期間行っているかを確認すること等により適切に募集が行われていることを確認することを求める。

4. 実施内容

対象となる保育所等は、子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士（1日6時間未満又は月20日未満勤務する保育士をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士を含む。）を充てても差し支えないものとする。

なお、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上配置されていることが原則であり、望ましいことには変わりはないため、常勤の保育士の確保が可能となった場合には、各組・各グループに1名以上常勤の保育士を配置し、上記の取扱いについては、早期に解消を図り、当該業務に当たっていた短時間勤務の保育士の業務内容の見直しを行うこと。

※ 通常の見直しとしては、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上配置されていることを条件に、最低基準上の定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものとしている。

※ 「短時間勤務の保育士」の定義は、既存の公定価格FAQとの整合性を図る観点から、「各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士」を含む旨を明確化。

5. 留意すべき事項

(1) 保育所等の長は、職員間の連携を十分図るとともに、保育士の職務の重要性及び保育士の資質向上の努力義務があることに鑑み、勤務形態を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。

※ 上記4.の留意点として、担当する短時間勤務の保育士間で引継ぎを適切に行うための時間を確保すること、同一の組・グループに対し日によって異なる短時間勤務の保育士を配置することは適切ではないこと、一部の常勤職員に業務の負担が偏ることがないように業務マネジメントを行うことなどを記載。

(2) 労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。例えばグループの担任を務める短時間勤務の保育士の待遇に関し、同一労働同一賃金の観点から、同じくグループの担任を務める常勤の保育士の待遇との間に差を設けないなど、短時間勤務の保育士と常勤の保育士との間で不合理な待遇差を設けないこと。

(3) 児童福祉法の規定に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めるべきであること。

(4) 各都道府県知事及び各市町村の長は、上記4.の取扱いに関し、常勤の保育士を確保するための取組状況、短時間勤務の保育士に対する処遇の適正性の確認等により適切な運用がなされているかを指導監査において確認すること。常勤の保育士を確保するための取組状況については、当該状況の確認を行っている市町村と情報共有を行うこと。

(5) 過去3年間の指導監査において、都道府県知事及び各市町村の長から勧告や改善命令を受けている保育所等については、上記4.の取扱いの適用を認めないこととする。

◆「令和2年度 社会・援護局関係主幹課長会議」の説明動画・資料が公開される（厚生労働省）

厚生労働省は、標記会議の説明動画・資料をホームページに公開しました。

社会福祉法人に関連する項目として、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による社会福祉法等の改正のポイント、社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、「地域における公益的な取組」の推進についてなどが示されています。

主な資料を下記に抜粋しますのでご確認ください。

説明動画・資料等は、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

■厚生労働省トップページ > テーマ別に見る > 福祉・介護 > 令和2年度 社会・援護局関係主幹課長会議資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17332.html

（「令和2年度 社会・援護局関係主幹課長会議資料」資料5：福祉基盤課から全保協事務局抜粋）

（P.4から抜粋）

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による社会福祉法等の改正のポイント

- 令和元年の会社法の一部改正に併せて、社会福祉法人においても、役員等（理事、監事又は会計監査人）に対する**補償契約**や**役員等賠償責任保険**（D&O保険）が適切に運用されるよう、これらの契約締結に必要な手続等を明確化するため、社会福祉法等について所要の改正を行ったもの。（**令和3年3月1日施行**）

【補償契約】

（社会福祉法第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の2）



（定義）

- 補償契約とは、役員等に対して、
 - ア 役員等がその職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用（例：弁護士費用や損害に関する調査費用等）
 - イ 役員等がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、損害賠償金又は和解金を支払うことにより生ずる損失について、費用等の全部又は一部を社会福祉法人が補償することを約する契約をいうこと。

（補償契約を締結する場合に必要な手続）

- 補償契約の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならないこと。
- 補償契約に基づく補償を行った理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての事実を理事会に報告しなければならないこと。
- 当該報告の概要につき、理事会の議事録に記載すること。

（経過措置）

- 上記内容は、令和3年3月1日以降に締結された補償契約について適用すること。

【役員等賠償責任保険】

（社会福祉法第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の3）



（定義）

- 役員等賠償責任保険とは、社会福祉法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものをいうこと。
 - ※ ただし、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものは除く。（例：生産物賠償責任保険・企業総合賠償責任保険・個人情報漏洩保険や、自動車賠償責任保険・任意の自動車保険・海外旅行保険等）

（役員等賠償責任保険に加入する場合に必要な手続）

- 役員等賠償責任保険の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならないこと。（契約期間を延長する場合や保障内容の見直しを行う場合を含む。）

（経過措置）

- 上記内容は、令和3年3月1日より前に締結された保険契約には適用しないこと。
 - ※ 保険期間の始期にかかわらず、契約締結日で判断。

(P. 8 から抜粋)

3. (2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について

(1) 現状・課題

- 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日法律第21号）附則で「平成29年度までに総合的な子ども・子育て支援の実施状況を勘案し、機構に対する国の財政措置の見直しについて検討を加え、所要の措置を講ずること」とされていた。
- 平成29年12月に開催された社会保障審議会福祉部会において、「保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成32年度までに改めて結論を得る」こととされた。

(2) 依頼事項

- 令和3年1月25日開催の社会保障審議会福祉部会において見直しについて検討の結果、以下のとおり取りまとめられた。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、他の経営主体とのイコールフットイングの観点から、平成18年に高齢者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、公費助成が廃止された。保育所等については、平成27年2月12日の本福祉部会報告書で平成29年度までに結論を得ることとなっていたが、その後、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」により令和2年度までに改めて結論を得ることとなっている。今般、令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットイングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとする。

- 上記について、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人に対して遺漏なきよう周知をお願いします。

(P. 16 から抜粋)

(5) 「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第24条第2項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成30年1月23日付け社援基発0123第1号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示しをしているところである。

また、平成30年度社会福祉推進事業「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」（地域における公益的な取組に関する委員会）において、好事例等を掲載した報告書が公表されているところである。

各都道府県等におかれては、本通知の趣旨や本報告書を踏まえ、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

また、「地域における公益的な取組」を実践しているにも関わらず、現況報告書への記載がなされていないケースも散見されるため、「地域における公益的な取組」を実施している法人については、現況報告書へ漏れなく記載するよう指導されたい。

◆教育・保育施設長専門講座プログラム（3）申込受付中（全国保育協議会）

（1）～（3）いずれのプログラムからでも受講を開始できます

全国保育協議会では、施設長の資質向上をはかるとともに、地域に根ざした保育所・認定こども園等の展開について考えるため、教育・保育施設長専門講座を3つのプログラム構成で展開しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、プログラム（3）をオンライン配信にて開催することといたしました。

これまでの集合型のプログラムと同様のテーマ・講師陣が、オンラインにて講義を行います。収録した映像を視聴し学んでいただきます。プログラムの詳細は、下記をご参照ください。

■全国保育協議会ホームページ > 研修会・大会等案内

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

教育・保育施設長専門講座プログラム（3）のご案内

本講座は、教育・保育施設長に求められる資質・能力の向上をはかるとともに、社会の要請に応えられる現場リーダーを養成することを目的とした民間の自主的な専門研修プログラムです。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点より、動画視聴により基本的内容を習得する講義とともに、ワークや課題に取り組み、現場実践につながる内容で展開します。

○受講方法

- ・講義を録画した映像を、動画で配信いたします。
- ・インターネット上の動画を見ることができるPCやスマートフォン、タブレット端末があれば受講することができます。動画公開期間中は、何度でも見返すことができます。

○申込方法

- ・名鉄観光サービス(株) MICEセンター
専用サイトよりお申し込みください。令和3年4月14日（水）申込締切
受講申込 URL
<https://www.mwt-mice.com/events/1862>

○受講料・定員

- ・会員 30,000円／非会員 35,000円
- ・定員 150名

○動画公開期間

- ・令和3年4月30日（金）～5月14日（金）

○プログラム(3)

テーマ・講師	内容、獲得目標
<p>保育をめぐる国の動向【行政説明】</p> <p>厚生労働省 子ども家庭局 保育課</p>	<p>保育をめぐる国の動向について学び、教育・保育施設長として求められる施策に対する知識を深める。</p>
<p>経営課題としての人材確保・育成 ※</p> <p>(株)ナレッジ・マネジメント・ケア研究所 統括フェロー 宮崎 民雄 氏</p>	<p>経営者および管理者として、職員の確保・定着のための魅力ある職場づくりと、職場において職員のやる気をひきだし、成長を実感できる体制づくりについて学び合う。</p>
<p>保育事業経営・マネジメントの戦略 (事業計画・戦略、課題、マーケティング) ※</p> <p>大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏</p>	<p>経営者および管理者に求められる事業戦略や危機管理を具体的に展開していくために、経営資源を踏まえた課題解決等に向き合うリーダーシップのあり方について考える。</p>
<p>業務改善と福祉サービス第三者評価 ※</p> <p>大阪総合保育大学 学長 大方 美香 氏</p>	<p>業務改善の視点をもって質の向上をめざすことを考えるとともに、保育の質をはかる指標としての福祉サービス第三者評価への理解を深める。また、自己評価の重要性等について、施設長が職員とともに業務改善をめざす方向性を考える。</p>
<p>教育・保育施設における災害対応 ※</p> <p>東北福祉大学 都築 光一 氏</p>	<p>教育・保育施設に求められる災害対応を学び、事前の備えや、災害後の教育・保育施設等の運営への理解を深める。</p>

- 各プログラムの講座名に ※ が付されたテーマが、レポート対象講義です（プログラムごとにひとつを選びレポートを作成していただきます）。
- 提出されたレポートを当該講座の講師が添削し、合格者に受講証明書を発行します。
- レポート作成にかかる詳細（字数・締切等）は別途、受講申込者に通知します。